

## 平成30年度第1回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	平成30年度 第1回津市公契約審議会
2 開催日時	平成30年8月7日(火) 午前10時00分～
3 開催場所	津市役所本庁舎4階庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 奥田 正治 田邊 三郎 辻岡 利宏 西川 源誌 橋本 正治 村山 篤  (敬称略)  (事務局) 総務部長 荒木忠徳、総務部次長 奥田寛次、調達契約担当参事兼調達契約課長 家城覚、調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 柿木伸介、調達契約課工事契約担当主幹 岩城 孝、物品調達契約担当副主幹 伊藤良成、工事契約担当副主幹 岡本慎哉、工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	1 委嘱状の交付 2 役員の選出 3 津市公契約条例の概要について 4 津市公契約条例の施行状況について 5 今後の課題について (1) 労働報酬下限額の試行について (2) 労働者の対象範囲について 6 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	2人
8 担当	総務部調達契約課 電話番号 059-229-3122

・議事の内容 下記のとおり

事務局

お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は、第1回目の審議会となりますが、会議に先立ちまして、津市公契約審議会委員に係る委嘱状の交付式を開催させていただきます。

本日、進行を、私、総務部調達契約課担当参事の家城が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

今回、津市公契約審議会委員として、6名の方にご就任をお願いし

てございます。

ただ今から、市長より皆様に委嘱状を交付させていただきます。  
それでは、市長、お願いします。

(委嘱状交付)

事務局

それでは、津市公契約審議会委員の委嘱に当たりまして、市長より、ご挨拶申し上げます。

市長

津市公契約条例制定後の初めての審議会ということで、皆様には初代審議会委員をお願いすることとなりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

少し大きな話をさせていただきますが、私も地方行政に三十数年携わってきて、その間地方分権が進み、国から県へ、県から市へというように権限の委譲という流れがありました。私は市長にならせていただいて7年半が経とうとしていますが、市の行政のほとんどの分野について、市ができるようになってきていると思いますし、三十数年前はそうではなかったように思います。また、そういう中であっても、労使関係については市の行政として関知しにくい部分であると思います。

公契約条例は津市が発注者として受注者にこういうことを守っていただきたいといったことをお願いしていくという条例です。調達契約課の職員は自分たちの契約についてはプロフェッショナルですが、その相手方の企業さんがどういうふうに労使関係を結んでいるかということについてはほとんど素人です。では、労使関係そのものを所管する部署はないかということ、津市においては商工観光部なんです。そこに労政関係を担当している部局がありますが、その職員たちも、津市が契約を結ぶ相手方の労使関係というような個別の話にまでは入っていません。従って、この条例を作るにあたって、我々が一番戸惑ったのは、どんなふうに企業さん方とそこで働く方々との関係があるのか、あるいは一人親方的な働き方をしている方々でどの部分が経営者でどの部分が労働者なのかといったところに入っていく部分については、慣れない分野であります。

そのような中で、津市入札等監視委員会の西川委員のところでも色々とお話を聞いてまいりました。それで、概ねこういう形で公契約条例を作っていこうという形は見えてきまして、労働報酬下限額という仕組みを作るかどうかという所まで来ましたが、そこからがわからない。

市長コラムにも条例制定の経緯を書いておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

その労と使のところで労働報酬下限額を設定することについて、職員は、労使両方の意見の板挟みになってしまったわけです。そのような中で、労働報酬下限額を決めてしまった自治体と、決めないとする自治体とにまっぴたつに分かれているわけです。この状況でどちらを

選択するかという時に我々としては労働者の側も経営者の側もプラスになるような労働報酬下限額の作り方はないだろうかと、労働者のことも経営者のことも両方プラスになるように物事を裁いておられる方々はいないだろうかと、こういう投げかけを職員にしたわけです。答えは社会保険労務士さんで、奥田委員をはじめとした社会保険労務士の方に御意見を伺ってみようよう指示しました。社会保険労務士と市町村との接点というのは非常に少なく、例えば市が主催する市民相談会にも御協力いただいているのですが、日常的にお話をする機会はほとんどありません。私は政治家として社会保険労務士会さんに御指導いただいているので、もしかしたら私が一番近いところにいたかもしれない。そのような中で職員が御意見を伺ってきたところ、「社会保険労務士さんとは、企業からお金をいただいて企業のために仕事をしながら、かつその企業さんで働く労働者さんの権利をどう実現するかという部分の両方を追及されているのが社会保険労務士の仕事だということがわかった」ということでした。では、津市も労使双方がプラスになるような労働報酬下限額の仕組みを作れるのではないかと結論づけました。しかし、どういうふうに作っていけばいいかわからない。公契約条例は待ったなしなので、条例は作るけれども、実際に労働報酬下限額を設定してみたらどうなるのかをやりながら、もうひとつはどういう方々に適用するべきかを一緒になって考えながら物事を決めようではないかということにしました。この条例は先送りしたのではないかとと言われることもありますが、私たちとしては決して先送りしたのではなくて、労働報酬下限額の制度は作るんだということを宣言した上で、労使ともに納得感のある形で作り上げるということを最高5年かけてやってみようじゃないかということも条例で宣言したという条例であります。そこで、そのことも含めてですが審議会を設置して、労働報酬下限額を定めることについて審議会で審議をお願いしながら、その他にもこの条例の全体に関わることで、条例の施行状況であるとか、条例の目的を達成するための施策に関する事項、その他市長が必要と認める事項について諮問をしていくという形になります。従いまして経済会からお二人、労働会からお二人、中立の機関からお二人としたのは決して審議会は労使がそれぞれの意見をぶつけ合うための場所ではなくて、一緒になってこの公契約条例を良いものにしていくということが、市長としての審議会設置の意図でございます。何卒、大変お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

今回の審議会でございますが、初めての会議でございますので、皆様から、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

各委員

(各委員自己紹介)

事務局 皆さま、どうもありがとうございました。これにて津市公契約審議会委員の委嘱状の交付式を終了いたします。  
それでは、ここで、市長は退席させていただきます。

事務局 それでは、第1回津市公契約条例審議会を開催させていただきます。会長の選任まで、事務局が進行をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。最初に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員 紹介 省略)

事務局 では、「事項書2 役員の選出」について、でございますが、津市公契約条例第18条第1項の規定では、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。選任について如何いたしましょうか。

委員 事務局としてはどうですか。

事務局 事務局としては、津市入札等監視委員会において委員長をされており、本市の契約制度に精通されていることのみならず、津市公契約条例の制定にあたっては中立的な立場からご意見をいただいております。西川委員が会長として適任ではないかと考えております。

また、副会長については、労働及び社会保険関連の法令を熟知し、社会保険労務士としてご活躍されている奥田委員が副会長として適任ではないかと考えております。

委員 異議なし

事務局 それでは、会長は、西川委員に、副会長は奥田委員にお願いしたいと思います。

事務局 会長、副会長、ご挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶)

副会長 (副会長挨拶)

事務局 ありがとうございました。以後、津市公契約条例第19条第1項の規定に基づきまして、西川会長は議長として会議の進行についてよろしくをお願いいたします。

会長 それでは、皆さまよろしくをお願いいたします。まず、事項書の3に入る前に本審議会の会議の公開について決定したいと思います。まず、事務局の意見をお願いします。

- 事務局                    本市における審議会等の会議の公開については、津市情報公開条例第23条において、不開示情報、いわゆる個人情報などが含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除いては、会議の原則公開を規定しています。
- このため、本委員会の会議につきましても、個人情報などが含まれる審議以外の会議におきましては、公開の方向で取り扱うことになるかと思われまます。
- なお、事務上の手続きとしましては、「会議の開催の周知」→「会議の傍聴受付」→「会議の結果報告の公開」といった順序で行い、会議の結果報告については津市ホームページにて公開し、発言者名の特定はしないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 会長                        分かりました。では、会議の公開について、ご意見、ご質問はございませんか。
- (質疑なし)
- 会長                        本審議会は、原則どおり公開とします。なお、会議の結果報告については、津市ホームページにて公開し、発言者名の特定はしないこととします。
- 会長                        それでは、議事を進めてまいります。活発かつ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。
- 「事項書3 津市公契約条例の概要について」ですが、まず事務局に説明を求めます。
- 事務局                    (資料3-1「津市公契約条例の手引き」に基づき津市公契約条例の概要説明を行う)
- 会長                        分かりました。では、津市公契約条例の概要について、何か御質問はありませんか。
- 委員                        労働報酬下限額を審議会の意見を聴くなどして検討するとのことですが、市として何を基準に下限額を設定するお考えでしょうか。
- 事務局                    詳細は事項書の5で御説明いたしますが、既に労働報酬下限額を設定している自治体は設計労務単価や市町村職員の初任給等を基準としているところですので、労働報酬下限額試行に当っては、まずは先行自治体の例を参考に下限額を設定したいと考えております。
- また、様々な基準で下限額の試行を行い、その結果を踏まえまして、どういったところを基準に下限額を定めることが望ましいのかを審議会で御審議いただきたいと思いますと考えています。

委員 労働報酬下限額というのは、使用者はそれ以上の金額を払わなければならないということですよ。

事務局 はい。

委員 一次下請、二次下請、三次下請が公契約条例に違反したときは、元請の責任となるということですか。

事務局 労働者の賃金水準や労働条件を確保することが条例の目的であることから、下請、孫請業者で違反があったとしても、元請業者が連帯して責任を負うこととしています。

委員 元請が二次下請以下を管理するのは難しいのではないですか。

委員 先行自治体では、元請が「労働状況台帳」のような書類を下請の分も取りまとめた上で、元請分とあわせて発注者に提出するような形をとっています。発注者は、公告時に労働報酬下限額に係る書類は元請が下請分も取りまとめて発注者に提出する必要があることを発信し、受注者に周知しなければならないと思います。

津市は労働状況台帳の提出について、どのようにお考えでしょうか。

事務局 労働報酬下限額を設定している自治体では、契約締結後、最初の賃金支払い時と、最後の賃金支払い日に報告を求める形を取っている自治体が多いと聞いております。また、元請が下請を含め全ての労働状況台帳を取りまとめて報告をしているようです。

津市においても今後、試行を行う際に、報告の方法を検討していきたいと思っております。

委員 公契約条例を制定している先行自治体を参考にしているとのことですが、先行自治体数はどのくらいあるのでしょうか。

事務局 津市が公契約条例を制定する直前の数値になりますが、合計35の自治体が条例を制定しておりまして、その内訳は賃金条項を制定している自治体が18、制定していない自治体が17となっております。

委員 労働報酬下限額を定めず、奈良県のように最低賃金額以上の賃金を支払うこととしている自治体もありますね。

委員 県内で公契約条例を制定している自治体は少ないですね。

事務局 津市と四日市市だけになります。

- 委員 四日市市は理念条例型と聞いていますが、賃金条項は定めていますか。
- 事務局 四日市市の条例では、賃金条項は定められていません。
- 会長 労働報酬下限額については、事項書5にありますので、後程改めて審議いたしましょう。  
続いて、「事項書4 津市公契約条例の施行状況について」を議題といたします。4月以降の津市公契約条例の施行状況について、事務局に報告を求めます。
- 事務局 (資料「津市公契約条例の施行状況について」に基づき、津市公契約条例の施行状況について説明)  
・発注者、労働者への周知状況  
・特定公契約に係る労働者からの相談受付状況  
・公契約、特定公契約の契約状況
- 会長 では、津市公契約条例の施行状況について、何かご質問はありませんか。
- 委員 津市公契約条例に関する特記仕様書には「公契約の解除等」という記載がありますが、条例に違反があれば罰則があるということでしょうか。また、労働報酬下限額はまだ定められていないので、下限額についての罰則はないという理解でよろしいですか。
- 事務局 委員のご理解のとおりです。事業者は、津市公契約条例に関する特記仕様書の内容、特定公契約につきましてはさらに労働環境の確保に係る誓約事項の内容も了知した上で入札等に参加していただいていますので、関係法令や津市公契約条例に違反があった場合は、罰則の対象となります。なお、現在は、労働報酬下限額については規定がございませんので、特定の賃金以上の支払いを誓約して契約しているものではございません。
- 委員 事業者に違反があるかどうかの確認は行っていますか。
- 事務局 関係法令違反については、例えば労働者から違反があるという客観的な情報を提供された場合は調査や立入検査を行うことができることとしております。
- 委員 労働者は弱い立場にいますので、例えば労働基準監督署に違反を通報する等した後、通報者という立場でそのまま同じ会社で働き続けるのは難しいのでは。違反申出があれば調査を行うというのは労働者にとっては厳しいと思います。

事務局 条例では、違反申出をしたことを理由として、申出を行った労働者に対し不利益な取り扱いをしてはならないと定めてありますが、委員の御意見のとおり労働者からは申出を行うのが難しいことも想定されます。ただ、津市が労働関係法令違反について判断できる立場にはないため、客観的な事実が得られないと立ち入れないところがあります。

委員 労働者からの通報を待つよりも津市から積極的に調査を行っていった方が良いのではないのでしょうか。単に事業者が社会保険関係法令等を十分理解していないだけの悪質ではない場合もあるので、津市が事業者を調査・指導することにより、事業者を育成することも必要ではないのでしょうか。調査方法については、例えば、毎年いくつかの業者を抽出して調査する方法というものもあるのではないのでしょうか。

事務局 委員のご提案のとおり、いくつかの業者を抽出し調査をするという方法も1つの考えかと思えます。そういった調査については審議会の御意見もいただきながら検討していきたいと思えます。

委員 現在は、下限額が設定されていないので、労働者に支払う報酬の下限は最低賃金ということになるかと思えますが、今後、労働報酬下限額は業種別に設定する予定ですか。

事務局 工事と業務委託で共通した下限額を設定することは難しいと思えます。

委員 津市では多くの業種の契約をしていると聞きますので、業種別に労働報酬下限額を決めていくのか検討が必要ではないのでしょうか。

委員 最低賃金は生活できるギリギリの賃金だと理解していますが、建設工事においては熟練工、未熟練工を同じ賃金にするのは難しいと思えます。また、設計労務単価の100%を労働報酬下限額にすると、落札金額が上がる可能性があり、津市の財政を圧迫することになりますので、市民の理解を得るのは難しいと思えます。先行自治体は設計労務単価の85%や90%を労働報酬下限額としている場合が多いですが、津市では何%程度を考えていますか。

事務局 設計労務単価を基準にするとか、どのような割合で設定するといった具体的な方向性は現時点ではございませんが、先行自治体の事例を参考に試行を行っていきたくと考えています。

ただ、事業者に対し、下限額に係る業務を煩雑にしすぎると事業者の負担が増大してしまいますので、そうならないよう試行をしていきたいと考えています。

委員 設計書を見ても労務単価がわかるかといえばそうではありません。



例えば㎡当たりいくらというような記載になっており、労務単価が設計書に現れてきません。

委員の皆様で設計書の労務単価について理解を深めてから、下限額について、議論を進めたほうが良いと思います。先行自治体の労務単価に対する割合だけを参考に、津市の下限額を設定したとしますと、事業者等に対して、下限額の根拠を説明できないのではないのでしょうか。しっかりと時間をかけて議論した上で、下限額を設定したほうが良いと思います。

委員 先行自治体の下限額をそのまま津市の労働報酬下限額として適用するよりは、我々も納得した上で下限額を決めた方が良いと思います。

会長 いろいろ意見が出ているところですが、労働報酬下限額については次の事項書5で議論を進めていきたいと思います。

会長 それでは次に「事項書5（1）の労働報酬下限額の試行について」に移ります。  
それでは事務局に説明を求めます。

事務局 （資料「今後の課題について」に基づき、労働報酬下限額の試行について説明）  
・ 試行対象案件について  
・ 試行に係る労働報酬下限額の案について  
・ 試行スケジュールについて

会長 では、労働報酬下限額の試行について、何か質問はございませんか。

委員 建設関係の設計単価には個別単価、複合単価というものがあったり、歩掛りというのがあったり、最低賃金ばかりで計算はされませんので、労務単価が形態によって違ってくるわけです。  
委託契約については入札ばかりでなく、随意契約もあるわけですが、そういった点も考慮した上での下限額というわけですね。

事務局 そのとおりです。

委員 工事と業務委託という2つだけではなく、契約方法等で1つ1つ分けて試行を行った方がよいのではないのでしょうか。このまま試行するとおぼろげな形になってしまわないかという懸念があります。  
先行自治体を参考にするだけでなく、津市独自のやり方で進んでいってはいかがでしょうか。

委員 労働報酬下限額の話をする、建設工事の話になりがちになるのですが、業務委託の話も複雑になるので、別々に議論してはどうですか。

事務局 事務局といたしましては、建設工事と業務委託を区別して審議を行った方が良いというのであれば、差し支えありません。

委員 先ほど事務局から設計労務単価の80%を労働報酬下限額として設定し、試行したいとの説明がありましたが、試行であっても、いきなり設計労務単価の何パーセントと決めるのはどうかと思います。何度も言いますが、設計書の中で、「これは設計労務単価でみていますよ、この労務賃金でみていますよ」というのは私が見る限りで皆無です。ガードマンは何人というのは設計の中でわかりますが、他は設計労務単価があってもそれがどこで採用されているのかわかりません。設計労務単価は公表されており、わかりますが、設計書にその単価がどのように積み上げられているのかわかりません。  
このような状況の中で「労働報酬下限額は設計労務単価の何パーセントですよ」、と決めてしまって良いのでしょうか。

事務局 労働報酬下限額を、設計労務単価を基準としないのであれば、新たな基準について議論していく必要があると思います。

委員 建設業界で働く労働者は一律同じ技能があるわけではないと思いますし、建設業界に入って間もないいわゆる未熟練工に対して設計労務単価の金額を払うことができるかという現実、払えないと思いますので、熟練工と未熟練工で下限額を分けて設定することはできるのではないのでしょうか。ただ、熟練工と未熟練工をどのように区別するかは難しいですね。  
また、先ほど意見が出ていましたが、設計書の情報を見せていただいて、我々も勉強したいと思っております。

事務局 津市の設計のあり方につきましては、次回の審議会でご説明させていただきます。

委員 同じ工事でもA社なら10人で施工し、B社なら15人で施工する場合もあります。そんな中で一律に下限額を定めるのはなかなか難しいように思います。

委員 設計労務単価は毎年10月頃に公表されていると思いますが、翌年度の工事は前年の設計労務単価を参考にしていますか。

事務局 翌年度当初に発注する工事については前年の設計労務単価で積算しています。

委員 設計書の単価は例えば㎡いくらとなっており、1時間いくらというふうになっていないのであれば、現状では労働報酬下限額を1時間いくらというように定めるのは難しいのではないのでしょうか。

委員                   私は建設に関しては素人ですが、労働報酬下限額を定めるにあたっては設計や請負価格の中で労務の占める割合は市が公表しているのでしょうか。

委員                   そういったものは多分無いと思います。  
労働報酬下限額を決めるに先立って、簡単な設計書でいいのですが、設計書の内容について一度我々に説明をしていただきたい。

事務局               設計書の内容については専門部署とも協力しながら整理し、また説明等させていただきたいと思います。

委員                   労働報酬下限額を決めるための根拠を持つためにも、設計書の内容を勉強していくという理解でよろしいですか。

事務局               労働者に支払われる賃金と設計の組み立ての中身を委員の皆様へ分析していただき、労働報酬下限額の設定に活用していただきたいと思っております。そのような中で、設計労務単価を労働報酬下限額に適用するのは難しいのであれば、他の基準を考えなければならないと思っております。

委員                   設計にかかわったことが無い立場ではありますが、根拠はあった方が良いでしょうと思います。

委員                   設計労務単価がどのように決定されているのか、その根拠は知りたいです。

委員                   農林水産省及び国土交通省が所管する1,000万円以上の工事の中から無作為に抽出し、賃金台帳を確認するなどして決定されているかと思っております。

委員                   設計労務単価は、農林水産省や国土交通省が所管する公共工事に係る賃金を調査、分析した結果によるものであるため、先行自治体が労働報酬下限額の基準として用いている根拠の一つであると思っております。  
設計労務単価は労働報酬下限額を設定する中で、重要なものではないかと思っております。

事務局               市役所が積算するには、公の機関が適正な調査に基づいて信ぴょう性のある価格をもって積算する必要があります。設計労務単価は時間単位となっておりますが、先ほど委員がおっしゃられたように各事業者は例えば㎡単位で算出されているという話もあり、このズレをどうするのかという問題があります。

                          津市としてはまずは設計労務単価を元に試行をさせていただき、アンケートを行い、事業者の意見を聞き、実態を調べたいと考えていま

す。

試行をするにあたり、皆さんの御意見をお聞きしたいのですが。

会長 事務局から提案のありました労働報酬下限額の試行について、皆さんのご意見はいかがでしょうか。「まだ早い」というご意見でしょうか、それとも「やってみたい」というご意見でしょうか。

委員 まだ早いと思います。

委員 やった方がいいと思います。その結果、どういった労働状況台帳が出てくるのかを見てみたいと、思います。

委員 行政側が積算している単価と業界側で積算している単価の食い違いがあるので、その相違点をすり合わせてからの試行の方がいいんじゃないかと思います。

事務局 建設工事については、実際の実務の中での積算の部分を理解できないと試行に踏み切れないという部分があります。本市の設計の積み上げについては土木と建築では設計の組み方が違います。あまり専門的になっても難しいとは思いますが、ある程度わかりやすい形で審議会にお示しした上で試行へ踏み切りたいとは思っております。

ただ、事務局としては何とか試行をしたいという気持ちもありまして、試行結果をフィードバックして検証していきたいです。

その中で、市職員初任給（高等学校卒）を勘案した額を労働報酬下限額とした業務委託については数件試行させていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

会長 工事を除いて、業務委託のみ試行をするということについてはいかがでしょうか。

(反対意見なし)

会長 それでは、業務委託の方は試行をしていただき、工事は後日資料等をそろえて議論をしていただくということによろしいでしょうか。

(反対意見なし)

会長 続きまして、「事項書5（2）の労働者の対象範囲について」に移ります。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (資料「今後の課題について」に基づき、労働者の対象範囲について説明)

会長 労働者の対象範囲について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 過去には家の建築など、請負をする一人親方がいましたが、今は元請からの指示で手間請労働者が一人親方労災に加入している状況があります。賃金は1日いくらという形で、材料は持っていない、作業場も持っていないような状態であるにも関わらず、一人親方として判断され、条例の対象外となるのは厳しいと思います。手間請労働者として働く一人親方については条例の対象としていただければと思います。

しかし、材料持ちなのかどうか等の判断が難しいところではあります。県税事務所が個人事業税非課税の方にアンケート用紙を送付しています。その回答内容等を判断材料として、県税事務所が課税・非課税の判断をしているようです。必ずしも、アンケートを出したからと言って非課税になるわけではないですが、そういった資料を提出してもらって公契約条例における労働者とすべきかどうかの判断材料にさせていただくという方法もあると思います。ただ、この方法だと、事業主の方が手間請労働者に資料を出すように声をかけて、書類を取りまとめる必要があるのも、事務としては大変だとは思いますが。

今後、一人親方を条例の対象としている先行自治体はどのような事務をしているのかの情報をいただきたいと思います。

会長 ほかにございますか。なければ「事項書6 その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 (次回審議会の開催日程について提案)  
・11月頃開催予定

会長 次回の公契約審議会は11月頃開催とのことでよろしいでしょうか。  
(意見無し)

会長 では、次回審議会は11月頃ということで、日時、場所及び詳細については後日事務局から連絡をしてもらうことといたします。

会長 他にございますか。  
特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

# 平成30年度第1回津市公契約審議会事項書

平成30年8月7日（火）午前10時00分

津市本庁舎4階 庁議室

- 1 委嘱状の交付
- 2 役員を選出
- 3 津市公契約条例の概要について
- 4 津市公契約条例の施行状況について
- 5 今後の課題について
  - (1) 労働報酬下限額の試行について
  - (2) 労働者の対象範囲について
- 6 その他

## 津市公契約審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所属団体
奥 田 正 治	三重県社会保険労務士会
田 邊 三 郎	津商工会議所
辻 岡 利 宏	連合三重津地域協議会
西 川 源 誌	津市入札等監視委員会
橋 本 正 治	津商工会議所
村 山 篤	三重県建設労働組合津支部

#### 4 津市公契約条例の施行状況について

##### (1) 現状

事業者及び労働者に対して、津市公契約条例（以下「条例」という。）を広く周知するため、本市ホームページに資料1「津市公契約条例」、資料2「津市公契約条例施行規則」及び資料3-1「津市公契約条例の手引き」を掲載しています。

事業者に対しては、発注する工事又は業務委託が条例の適用を受ける案件であることを指名通知書に明記するとともに、これまでの指名通知一式に津市公契約条例に関する特記仕様書等の条例に係る書類（以下「関係書類」という。）を添付し通知しています。

受注者に対しては、契約書に関係書類を添付し、条例の規定に基づく受注者等の責務を受注者及び受注関係者（下請業者等）（以下「受注者等」という。）が了解した上で契約を締結することとしています。

特定公契約に従事する労働者に対しては、相談窓口を調達契約課及び水道総務課に設置していますが、現在ところ相談を受け付けたことはありません。

なお、条例に係る契約事務については、資料4「公契約条例に係る契約事務の手引」に基づき執行しています。

##### (2) 契約件数

条例の対象となる公契約（本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託）及び特定公契約（公契約のうち建設工事及び清掃、警備等人的経費の割合が高い業務委託。）の契約状況については、平成30年7月末日時点で次のとおりとなっています。

項目	契約件数	
	津市	上下水道局
公契約	1 3 1 1	3 8 8
特定公契約	8 3 0	2 8 3
工事請負契約	1 2 6	1 9 4
業務委託契約	7 0 4	8 9
清掃業務	8 8	4
人的警備業務	1 9	0
施設の管理業務	2 5	1 6
設備の運転管理業務又は保守業務	5 2 2	6 1
工事に付随する業務（設計、測量、地質調査等）	5 0	8



## 5 今後の課題について

### (1) 労働報酬下限額の試行について

労働報酬下限額とは、本市の公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、労働者に一定の賃金額を保証するものであり、受注者等から労働者に対して支払われる1時間当たりの労働報酬の下限額を本市が設定しようとするものです。

条例においては、発注者の責務として、この労働報酬下限額を定めることについて検討することを規定し、条例施行後5年以内に、必要な措置を講ずるものとしています。

また、検討にあたっては、労働報酬下限額の設定が本市の公契約に従事する労働者の労働環境の確保等のため有効に作用し、かつ、事業者等にとって過度な負担とならない方法であって、労使双方から理解される施策となるよう、労働報酬下限額の試行運用や、その試行結果等について、津市公契約審議会の意見を聴くなどして、検討することとしています。

これらのことから、検討の資料とするため、期限までの毎年度に複数の案件を抽出し、試行的に労働報酬下限額を設定した契約を締結します。なお、試行に係る事務の主体については、調達契約課又は水道総務課とします。

#### ア 試行の対象とする案件及び件数

特定公契約の中から複数の案件を抽出し、抽出した案件及びその案件に係る労働者を試行の対象とします。

##### (ア) 工事請負契約

予定価格1,000万円以上の案件を複数件（概ね3件～5件程度）抽出します。

##### (イ) 業務委託契約

予定価格1,000万円以上の案件を複数件（概ね3件～5件程度）抽出します。

##### (ウ) 共通事項

予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額込み）の金額とします。

契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の別は考慮しないこととします。

#### イ 試行に使用する労働報酬下限額

試行において使用する労働報酬下限額については、公契約条例に賃

金条項を設け施行している他市の事例を参考に、次のとおり基準となる単価等により設定することとします。

(ア) 工事請負契約

公共工事設計労務単価の80%

※熟練労働者以外の者は市職員初任給（高等学校卒）

(イ) 業務委託契約

市職員初任給（高等学校卒）を勘案した額

公務員の初任給に関しては、その水準は、同年齢の標準生計費を下回らないよう設計されており、市職員の給与は、人事院勧告に基づくものであり、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有し、民間事業者の給与水準と均衡させることが基本となっています。

したがって、公務員の初任給を基準とすることは、標準的な生計費を賄うという観点からは、合理的であると言えるし、仮に市直営で職員が業務を行う場合を想定したとしても合理的であると考えます。

ウ 試行に係るスケジュール等

資料5「労働報酬下限額試行に係るスケジュール等」のとおり

(2) 労働者の対象範囲について

労働者の対象範囲は津市公契約条例第2条第2号において「公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。」と規定されており、いわゆる一人親方については、対象としていません。

しかしながら、一人親方については、使用者と雇用関係になく、事業者としての側面もある一方、使用者の指揮命令に従い自らが提供する労務の対価を得るために手間請労働者として作業に従事することも現実的に多く見られます。このような労働者と同一性が認められ、労働者と同じような働き方をしている場合には、労働者の範囲に含めることができるものとも考えられます。

このような手間請労働者に対しては、労働報酬下限額を適用することの必要性についても検討していく必要があることから、労働報酬下限額を定めることの検討と併せて検討することとします。

使用者の指揮命令に従い労務のみを提供する手間請労働者（いわゆる一人親方）については対象としていませんが、その一方で、既に公契約条例を施行している他の自治体においては、指定管理者や一人親方を対象としている事例もあります。

しかしながら、一人親方については、「事業主」としての側面と、「労働者性」といった側面を有し、法的にも労働者と同一視することは難しいところであり、条例における労働者とするにあたっては、その労働者性が問題となることも少なくないことから、本市では、今後、本審議会や労働者団体、事業者団体等の意見を聴きながら、対象に含めることについて、労働報酬下限額を定めることの検討と合わせて検討することとします。